

線量預託

線量預託 せんりょうよたく

dose commitment. 国際放射線防護委員会（ICRP）の1977年勧告では、人体のある器官又は組織について、ある行為（たとえば1年間の行為）により受ける1人当たりの線量率の無限時間の積算値と定義している。これは、被ばくが長期にわたって継続する場合に、ある行為によって、公衆のいかなる人々も不当な被ばくを受けることのないように定められた、個人の或いは集団の損害をはかる尺度である。当初は「線量当量預託」と表記されていたが、平成12年に国際放射線防護委員会（ICRP Pub.60）勧告の取り入れにより、「線量預託」に改正された。

<登録年月>
2011年09月
